

財産の取得の変更について

財産の取得について次のように変更する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 物品 高規格救急自動車 3 台
- 2 取得価格 「80,038,200円」を
「79,706,000円」に変更
- 3 相 手 方 熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号
熊本いちほら工業 株式会社
代表取締役 澤田 悦幸

(提出理由)

高規格救急自動車の取得の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。